

各位

2026 年 3 月 10 日

放射線取扱主任者

放射光実験施設における RI 法施行規則

第 22 条の 3 項の適用開始について

放射光実験施設において、RI 法施行規則第 22 条の 3 項に基づき、下記の期間、下記の管理区域を管理区域でないものと見なし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行うこととお知らせします。

1. 期 間：

2026 年 3 月 10 日（火）17:00 から 2026 年 4 月 20 日（月）8:30 まで

2. 場 所（図参照）：

- a) 放射光実験施設・光源棟 2 階・サービスヤード（図 1）
- b) 放射光実験施設・光源棟 2 階・搬入前室（図 1）
- c) 放射光実験施設・光源棟実験室（図 2）

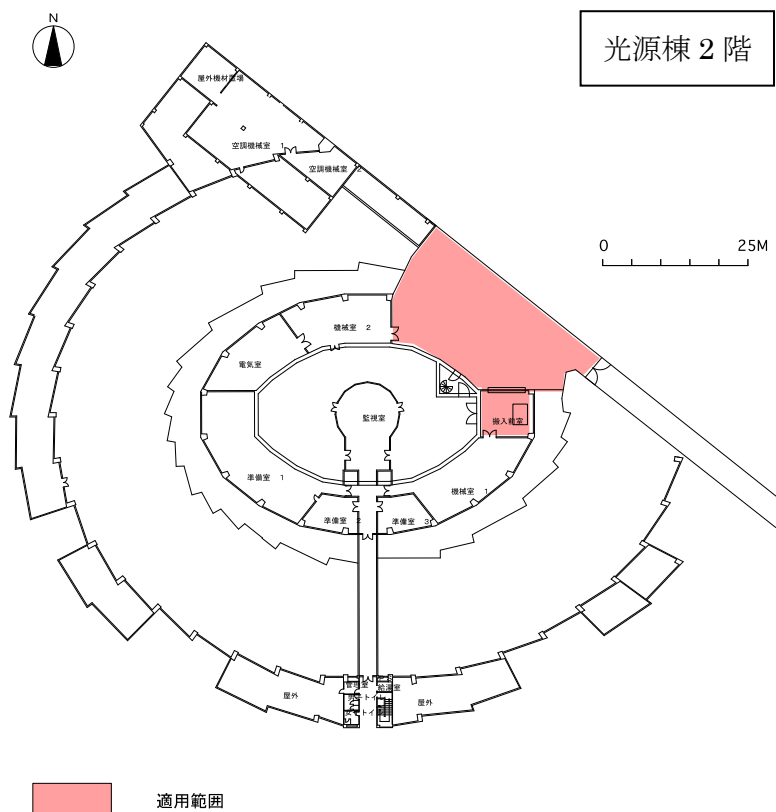


図 1. 光源棟 2 階サービスヤード及び搬入前室における適用範囲

